

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に定める書面)

令和4年1月4日

日本ゼオン株式会社

令和4年1月4日

日本ゼオン株式会社
代表取締役 田中 公章

日本ゼオン株式会社(以下「当社」といいます。)と、当社の完全子会社であるゼオンナノテクノロジー株式会社(以下「ゼオンナノテクノロジー」といいます。)は、令和3年6月29日付で締結した吸収合併契約に基づき、令和4年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、ゼオンナノテクノロジーを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本件吸収合併」といいます。)を行いましたので、会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に基づき以下のとおり開示いたします。

1. 吸収合併が効力を生じた日

令和4年1月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条、第789条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求(会社法第784条の2)

会社法第784条の2の規定により、ゼオンナノテクノロジーに対して本合併をやめることを請求した株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求(会社法第785条)

ゼオンナノテクノロジーは、当社の完全子会社であったため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

(3) 新株予約権買取請求(会社法第787条)

ゼオンナノテクノロジーは、新株予約権を発行しておりませんので、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議(会社法第789条)

ゼオンナノテクノロジーは、会社法789条第2項の規定に基づき、令和3年9月1日付の官報にて債権者に対して本件吸収合併に対する異議申述の公告を行い、また、同日付で知れている債権者に対して個別の催告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、第797条、第799条の規定による手続の経過

(1) 吸収合併をやめることの請求(会社法第796条の2)

本件吸収合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、会社法第796条の2の規定による手続きは行っておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求(会社法第797条)

本件吸収合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、当社の株主による株式の買取請求権は有りません。

(3) 債権者の異議(会社法第799条)

当社は、会社法第799条第2項および第3項の規定に基づき、令和2年1月20日付の官報および電子公告により、債権者に対し、本吸収合併に対する異議申述の公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、効力発生日をもって、ゼオンナノテクノロジーの資産、負債およびその他権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

令和4年1月4日

7. 前各号に掲げる事項のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当する事項はありません。

以上

別 紙

吸収合併に係る事前開示書面

令和3年9月1日

ゼオンナノテクノロジー株式会社

令和3年9月1日

ゼオンナノテクノロジー株式会社
代表取締役 荒川 公平

ゼオンナノテクノロジー株式会社(以下「当社」といいます。)は、令和3年6月29日付で、当社の親会社である日本ゼオン株式会社(以下「日本ゼオン」といいます。)との間で締結した吸収合併契約に基づき、令和4年1月1日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、日本ゼオンを吸収合併存続会社とする吸収合併(以下「本件吸収合併」といいます。)を行うことといたしました。本件吸収合併に関し、会社法第782条第1項および会社法施行規則182条に定める事項は下記のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

(会社法第782条第1項)

令和3年6月29日付で当社と日本ゼオンが締結した吸収合併契約書は別紙のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

(会社法施行規則第182条第1項第1号)

日本ゼオンは当社の発行済株式全部を所有していることから、本件吸収合併に際して、株式その他の金銭等の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

(会社法施行規則第182条第1項第2号)

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

(会社法施行規則第182条第1項第3号)

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

(会社法施行規則第182条第1項第4号)

(1) 吸収合併存続会社

吸収合併存続会社である日本ゼオンは、有価証券報告書及び四半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法

に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)によりご覧いただけます。

なお、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

(2) 吸収合併消滅会社

当社について、最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は生じておりません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

(会社法施行規則第182条第1項第5号)

本件吸収合併効力発生日後の日本ゼオンの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後の日本ゼオンの収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、日本ゼオンの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。

従いまして、本件吸収合併後における日本ゼオンの債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

別紙

吸収合併契約書



吸収合併契約書

日本ゼオン株式会社(以下「甲」という。)とゼオンナノテクノロジー株式会社(以下「乙」という。)とは、以下のとおり 吸収合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条(吸収合併)

甲および乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする合併(以下「本吸収合併」という。)を行う。

第2条(商号および住所)

吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は次のとおりである。

- (1)吸収合併存続会社: (商号)日本ゼオン株式会社
(住所)東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
- (2)吸収合併消滅会社: (商号)ゼオンナノテクノロジー株式会社
(住所)東京都千代田区丸の内一丁目6番2号

第3条(効力発生日)

本吸収合併の効力発生日は、令和4年1月1日とする。ただし、必要に応じて、甲および乙が協議の上、これを変更することができる。

第4条(合併対価)

甲は、本吸収合併に際し、乙の株主に対して、その有する乙の株式に代わる金銭その他の財産を交付しない。

第5条(株主総会の承認)

- ① 甲は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併の方法を用い、株主総会による本契約の承認を得ずに合併する。
- ② 乙は、会社法第784条第1項の規定に基づく略式合併の方法を用い、株主総会による本契約の承認を得ずに合併する。

第6条(会社財産の管理)

甲および乙は、本契約の締結日から効力発生日までの間、それぞれ善良な管理者の注意をもって業務を遂行し、資産および負債を管理するものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為をするときは、事前に相手方の同意を得なければならない。

第7条(本契約の変更および解除)

本契約の締結日から効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態もしくは経営状態に重要な変更が生じたとき、または本契約の目的の達成が困難になったと

きは、甲および乙は、協議の上、本吸収合併の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第8条(本契約の効力)

本契約は、甲乙双方の取締役会承認または法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第9条(協議)

本契約に定めるもののほか、本吸収合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲および乙が協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和3年6月29日

甲 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
日本ゼオン株式会社
代表取締役 田中 公章



乙 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
ゼオンナノテクノロジー株式会社
代表取締役 荒川 公平

